

Q. 未利用口座管理手数料について知りたい。

A. 回答

普通預金口座（総合口座、決済用普通預金含む）で、過去2年以上入出金のお取引がなく、かつ残高が10,000円未満の口座を「未利用口座」としてお取扱いいたします。

「未利用口座」となってから一定期間（3ヵ月）経過後も入出金取引や解約の手続きが無い場合、未利用口座管理手数料を口座より引き落としさせていただきます。

項目	詳細
対象となる口座	普通預金口座（総合口座、決済用普通預金含む）で、過去2年以上入出金取引がない口座 ※利息の入金、未利用口座管理手数料の引き落としは入出金に含まれません。 ※未利用口座となった初年度のみ「未利用口座管理手数料にかかる通知書」をお送りします。 ※以下は対象外となり、手数料の負担はありません。 <ul style="list-style-type: none">・ 預金残高が10,000円以上ある場合・ 定期性預金、投資信託、公共債、保険商品等のお取引がある場合・ 当行にてお借入れがある場合・ 死亡・破産等の事実がある場合
手数料	年間1,320円（税込）（年1回の引き落としとなります）
引落日	5月の第4金曜日 ※未利用口座となってから、一定期間（3ヵ月）経過後もご利用がない場合に引き落としになります。
引落残高が不足している場合	口座残高を全額お引き落としのうえ、口座を自動解約します ※未利用口座管理手数料のご返金、および解約後の口座の再利用には応じかねます。 ※口座解約に関するお知らせや計算書はお送りしません。

[未利用口座管理手数料に関するよくある質問はこちら](#) 

<適格請求書（インボイス）について>

本手数料の適格請求書（インボイス）をご入用の場合はお取引店までお問い合わせください。